

令和2年第9回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年12月22日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年12月22日(火) 午後1時30分から午後2時26分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君	
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君	
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君	
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君	
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君	
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君	
13番	石 田 力 司 君	職務代理	14番	日 並 洋 君	
振興副部会長	15番	中 村 寿恵子 君	16番	佃 徹 君	
	17番	田 村 秀 司 君	18番	木 村 勝 彦 君	
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
総務担当	荒 木 翔 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

## 議事日程

令和2年第9回 美幌町農業委員会総会  
令和2年12月22日 午後1時30分開会

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                        |
| 日程第2  |        | 諸般の報告について                                   |
| 日程第3  |        | 会期の決定について                                   |
| 日程第4  |        | 会務報告について                                    |
| 日程第5  | 報告第14号 | 農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について    |
| 日程第6  | 報告第15号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について       |
| 日程第7  | 報告第16号 | 農地法第4条の規定による許可の取消願について                      |
| 日程第8  | 議案第35号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について          |
| 日程第9  | 議案第36号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                        |
| 日程第11 | 議案第38号 | 農地転用事業計画に係る変更承認について                         |
| 日程第12 | 議案第39号 | 現況証明願について                                   |
| 日程第13 | 議案第40号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協要請について       |
| 日程第14 | 協議第4号  | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について                    |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第9回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号18番木村委員、同じく議席番号19番鎌仲委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案6件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。 何かご質問はございませんか。  (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第14号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」を議題と致します。
総務担当主査	本件は租税特別措置法第70条の4第1項の規定により農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を税務署に提出する必要があることから調査したもので対象者は議案3ページの5名になります。各地区担当委員さんにご確認をいただき、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることを報告いたしますとともに本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ございませんか。

議 長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p> <p>ご異議なしと認め、報告第14号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長 総務担当	<p>日程第6、報告第15号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p> <p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案4ページの1法人でございます。</p> <p>【議案書に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。</p> <p>議 長 ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p> <p>議 長 ご異議なしと認め、報告第15号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長 総務担当主査	<p>日程第7、報告第16号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」を議題と致します。</p> <p>農地法第4条の規定による許可の取消願についてご説明致します。農地の転用許可が出た後、何らかの事情により計画を取り消しする場合はその旨を農業委員会に届け出し、総会において承認を得なければならないこととなっております。なお、この許可取消願につきましては北海道農業会議への意見聴取は必要ないことを北海道農業会議に確認しております。</p> <p>それでは内容番号1号についてご説明致します。本件は議案一番右側の摘要欄に記載のとおり、本年6月総会で審議し7月20日に許可いたしました農舎建築に係る農地法第4条転用案件でございます。取消理由ですがその左側の取消理由欄に記載のとおり、工事の着手が業者都合により大幅に遅れ、完成予定日においても着手されていない状況から建築自体を取りやめるものでございます。事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>議 長 ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p> <p>議 長 ご異議なしと認め、報告第16号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長 総務担当主査	<p>日程第8、議案第35号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号18号から20号は関連がございますので一括上程を致します。</p> <p>内容番号18号から20号について一括ご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸借していた農地を賃貸期間満了により合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、契約期間は令和2年2月25日から令和3年2月24日までの1年間、合意解約年月日は令和2年12月10日、土地引渡日は令和2年12月10日でございます。</p>

内容番号18号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号19号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号20号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。

以上本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号18号から20号は適当と認めます。  
内容番号21号。

総務担当主査

内容番号21号についてご説明致します。本件も農地法第3条で賃貸借していた農地を賃貸人が他者に売買するために合意解約したものでございます。

賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和2年3月25日から令和3年3月24日の1年間、合意解約年月日は令和2年12月1日、土地引渡日は令和2年12月1日でございます。

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号21号は適当と認めます。  
議案第35号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。  
内容番号45号。

総務担当主査

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全15件で内容につきましては売買が1件、農業公社への売渡が4件、新規の貸付が1件、公社からの貸付が1件、再貸付が8件となっております。

内容番号45号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年12月23日、代金の支払期限は令和3年2月12日、利用調整日は令和2年12月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号45号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の

〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

総務担当主査

ご異議なしと認め、内容番号45号は適当と認めます。  
内容番号46号。

内容番号46号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件も農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年12月23日、代金の支払期限は令和3年2月12日、利用調整日は令和2年12月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号46号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有している農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地は来年度より新規就農する〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号46号は適当と認めます。  
内容番号47号。

総務担当主査

内容番号47号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は離農に伴う売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年12月23日、代金の支払期限は令和3年1月25日、利用調整日は令和2年12月10日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号47号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。  
内容番号48号。

総務担当

内容番号48号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件

は農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年12月23日、代金の支払期限は令和3年2月12日、利用調整日は令和2年12月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号48号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんと〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号48号は適当と認めます。  
内容番号49号。

総務担当主査 内容番号49号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧頂きます。本件は先の議案第35号 内容番号21号で合意解約した案件で農業公社への売渡案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年12月23日、代金の支払期限は令和3年2月12日、利用調整日は令和2年12月10日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

13 番 内容番号49号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。  
内容番号50号。

総務担当主査 内容番号50号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧頂きます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年12月23日から令和7年12月31日までの5年間、利用調整日は令和2年12月10日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番 内容番号50号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、面積、賃貸料については現在と同じ条件で了承されましたが、貸手の〇〇さんから賃貸期間を10年から5年に変更したい



という意向があり、〇〇さんに伝えたところ承諾されました。

〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますので  
よろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。  
内容番号51号。

総務担当主査 内容番号51号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願ひます。本件  
も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、  
利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、  
面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年12月23日から  
令和7年12月31日までの5年間、利用調整日は令和2年12月7日でございます。  
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項  
の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお  
願ひ致します。

2 番 内容番号51号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了  
に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。  
〇〇さんは小麦、甜菜、玉ねぎの作付けと肉用牛を飼育しており、意欲的に営農され  
ておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号51号は適当と認めます。  
内容番号52号。

総務担当主査 内容番号52号についてご説明致します。。参考資料は10ページをご覧願ひます。  
本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財  
団法人北海道農業公社、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土  
地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議  
案14ページをご覧願ひます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年1  
2月23日から令和7年10月24日までの5年間、利用調整日は令和2年12月11  
日でございます。  
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項  
の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお  
願ひ致します。

3 番 内容番号52号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は本年10  
月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5  
年間借りるものです。  
〇〇さんは法人化し、馬鈴薯、人参、ごぼうなどを作付けし、意欲的に営農されてお  
りますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号52号は適当と認めます。

内容番号53号。

総務担当主査

内容番号53号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件は離農に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年12月23日から令和5年12月31日までの3年間、利用調整日は令和2年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14番

内容番号53号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんが借りることになったものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号53号は適当と認めます。内容番号54号から56号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号54号から56号について一括ご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年12月23日から令和7年12月31日までの5年間でございます。内容番号54号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、利用調整日は令和2年12月10日でございます。内容番号55号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、利用調整日は令和2年12月3日でございます。内容番号56号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和2年12月3日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3番

内容番号54号から56号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化し、小麦、玉ねぎ、人参を。〇〇さんも法人化し、馬鈴薯、人参、ごぼうなどを。〇〇さんは畑作三品を作付けし、それぞれ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号54号から56号は適当と認めます。内容番号57号。

総務担当

内容番号57号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、

利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年12月23日から令和7年12月31日までの5年間、利用調整日は令和2年12月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号57号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号57号は適当と認めます。内容番号58号から59号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査 内容番号58号と59号について一括ご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年12月23日から令和7年12月31日までの5年間、利用調整日は令和2年12月15日でございます。

内容番号58号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号59号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号58号から59号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。

〇〇さんは家族2人で畑作三品と玉葱の作付けと肉用牛を飼育され、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号58号から59号は適当と認めます。議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第10、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。内容番号24号。

総務担当主査 はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全5件で使用貸借が1件、売買が1件、賃貸借が3件でございます。

内容番号24号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては、議案17ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料17ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号24号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するため使用貸借するものです。

〇〇さんは家族3人で小麦と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月1日、齋藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。  
内容番号25号。

総務担当

内容番号25号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料19ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号25号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんから、隣接農地で耕作している〇〇さんに売買するものです。

〇〇さんは家族5人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月11日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号25号は適当と認めます。  
内容番号26号から28号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当主査

内容番号26号から28号について一括ご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。本件は貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、申請理由は貸借、貸借期間は令和3年1月1日から10年間、貸借料は議案記載のとおりで、権利の種別は貸借権でございます。内容番号26号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

<p>5 番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>す。内容番号27号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。内容番号28号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料21ページから23ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p> <p>内容番号26号から28号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農にともない、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんに賃貸するものです。</p> <p>〇〇さんは家族3人で畑作三品を。〇〇さんは家族2人で酪農を営み、およそ50頭の搾乳を。〇〇さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎを作付けし、それぞれ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月9日、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号26号から28号は適当と認めます。 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>総務担当主査</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第11、「議案第38号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題と致します。 内容番号3号。</p> <p>内容番号3号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件は一番右の摘要欄に記載のとおり、本年5月総会で審議し、9月10日に許可いたしました〇〇の澱粉原料受入施設の建設に係る農地法第5条転用案件でございます。変更申請理由ですがその左側の理由欄に記載のとおり、当初の予定では工作物としていた受入設備操作室が建築基準法で建築物に該当することが分かったため、当初の転用計画から建築物と工作物の内訳を変更するものでございます。なお、内訳変更の詳細につきましては参考資料の26ページに新旧の転用計画を記載しておりますのでご覧ください。事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 議案第38号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は承認することに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>総務担当</p>	<p>日程第12、議案第39号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号12号。</p> <p>内容番号12号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面</p>

積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号12号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は通路や農業倉庫の場所として利用されており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月6日、寺本委員、田村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。  
議案第39号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第13、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。  
内容番号13号。

総務担当主査

内容番号13号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和2年12月7日、利用調整を行った時期が令和2年12月7日から令和2年12月14日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。  
内容番号14号。

総務担当主査

内容番号14号についてご説明致します。参考資料は31ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案22ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が令和2年12月7日、利用調整を行った時期が令和2年12月7日から令和2年12月14日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。  
内容番号15号。

総務担当主査

内容番号15号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案22ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が令和2年12月7日、利用調整を行った時期が令和2年12月7日から令和2年12月14日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。 内容番号16号。
総務担当	内容番号16号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和2年12月7日、利用調整を行った時期が令和2年12月7日から令和2年12月14日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
10 番	ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。 議案第40号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第14、協議第4号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
総務担当主査	協議第4号についてご説明致します。本件は12月4日付け及び12月8日付けで美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が3件、除外が2件でございます。なお、編入の案件については全てあつせん農地であり、今後、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければ農業公社事業の活用ができないため、今回、編入の手続きをとるものがございます。 それでは編入の内容番号7号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号8号についてご説明致します。参考資料は35ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号9号についてご説明致します。参考資料は36ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。続いて除外の内容番号10号についてご説明致します。議案は24ページ、参考資料は37ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんと〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は植林のためでございます。続いて除外の内容番号11号についてご説明致します。参考資料は38ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は開発行為による土地利用のため、トラックターミナル整備のためでございます。なお、本件については登記地目又は現況地目が畑である地番の農地法第5条の転用許可申請も既に受けておりますが、申請者からの書類の提出が遅れ、本総会に間に合わなかったため、来月の総会において審議していただく予定としておりますことを申し添えます。 今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第4号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。  
これもちまして、第9回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時26分